

平成 22 年 5 月 17 日現在

研究種目：若手研究（B）
 研究期間： 2007 ～ 2009
 課題番号：19730075
 研究課題名（和文） 相続法における私的自治の原則および平等原理の再検討
 研究課題名（英文） The Law of Succession
 - The Principle of Private Autonomy and Equality
 研究代表者
 青竹美佳 （Aotake Mika）
 広島修道大学・法学部・准教授
 研究者番号：50380142

研究成果の概要（和文）：相続法における私的自治の原則および平等原理の問題を、遺言と遺留分の二領域に分けて検討した。遺言については、単独行為である遺言では遺言者の意思を尊重しさえすればよく、相手方の信頼保護は問題にならないという一般的な理解には、再検討の余地があるということを明らかにした。遺言においても、信頼保護という財産法上確立している原理が意味を持つのであり、そのような観点から財産法と相続法の原理を検討することの重要性を指摘し、成果を日本公証法学会にて報告した。遺留分については、事業と遺留分が対立する局面での遺留分権論を検討し、遺留分権利者の利益と、事業の維持の両面を考慮する遺留分権論を提唱し、成果を日本私法学会にて報告した。

研究成果の概要（英文）：The Study consists of two Part, Testament and Family-Provision. The Study of Testament was presented in the Meeting of Notars-Law and the Study of Family-Provision was presented in the Meeting of Private Law .

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	500,000	150,000	650,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,500,000	450,000	1,950,000

研究分野：民法、相続法

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：遺留分、遺言、相続法、家族法、ドイツ法

1. 研究開始当初の背景

研究開始当初の民法学においては、相続法をめぐる問題がクローズアップされるようになってきていた。その背景には、少子高齢化、家族の変容に伴う相続意識の変化などの社会的状況がある。相続法の根底には、民法の基本原則である私的自治の原則から生ずる遺言

の自由の原則と、相続人間の平等が目指されるところの均分相続の原則との対立の問題がある。そして均分相続の基礎には、同順位の相続人には一律に平等な相続分を与える、いわゆる「形式的平等」の考え方がある。しかし、相続意識の変化により、近年では、老親の扶養に寄与した者が相続においても利益を

受けるべきであるという考え方に代表される「対価的相続論」、生活保障の必要性を有する者を相続において優遇すべきであるとする「必要性に基づく相続制度論」などが提唱されるようになってきた。これらの学説に通底するのは、相続法における権利を、個別の事情に応じて相対的に捉える観点である。そこでは、複数の相続人間に一律に同じ相続分を与える「形式的平等」ではなく、各相続人の経済的な事情、被相続人との関係などの事情を考慮した「実質的平等」の観点から、正当な相続配分論が提唱されている。しかしながら、相続法上の権利を個別の事情に応じて相対的に捉える考え方に対しては、現行民法制度にある均分相続の原則を尊重し、相続における家族構成員間の平等を重視すべきであるという立場からの根強い批判がある。相続法の根底にあるもう一つの問題として、遺言者の私的自治、自己決定の領域をどのように評価すべきかという問題がある。この問題が顕在化するのには、遺言の自由と、相続人間の平等確保が対立する局面である。高齢者の自己決定権を尊重すべきとの観点から、遺言の自由を重視すべきとする主張も目立つようになってきた。

2. 研究の目的

相続法において、遺言者の自己決定権すなわち私的自治がどこまで保障されるべきか、また相続人間の平等というものがいかなる意味において実現されるべきかについて究明し、相続法原理の再構築に向けて一定の成果をあげるのが本研究の目的である。

遺言者の自己決定権、私的自治の問題に関しては、遺言者の意思表示をめぐって、錯誤に基づく遺言無効の法的問題を解明することを目的とした。

遺言者の自己決定権と相続人間の平等をめぐっては、遺言の自由を制限する、最低限の相続分である遺留分の基礎原理を解明することを目的とした。

3. 研究の方法

本研究は二つの領域に分けて検討する方法を採用した。一方は、遺言者の私的自治に関して、遺言に焦点を当てた研究であり、他方は、遺言者の私的自治と相続人間の平等の対立に関して、遺言の自由を制限する、最低限度の相続分である遺留分の基礎原理の研究である。

遺言者の私的自治に関しては、遺言における錯誤をめぐる問題を、遺言について特別の錯誤規定をもつドイツ民法を手掛かりとして

検討した。その際には、民法総則の分野で確立されている錯誤理論が、遺言の領域でも妥当するか否か、民法総則と相続法との体系的、理論的關係という観点から問題を検討した。

また、遺留分に関しては、遺言の自由の制限を正当化する根拠の探求という観点から、遺留分の理論的根拠を検討した。遺留分の理論的根拠を検討するために、遺留分が遺言の自由以外の価値と対立する場合にも、なお遺留分を正当化することができるか否か、それが可能とすればそれはどのような原理に基づくかという観点から、被相続人が関わる事業を遺留分が制限する場合を想定した。遺言の自由と遺留分権の対立構造をより明確にするために、相続権の憲法上の位置づけを試みた。

4. 研究成果

(1) 遺言における錯誤無効について

ドイツ法における遺言書作成後に生じる出来事についての錯誤論を検討した。ドイツ法では、一般論としては将来の出来事、とりわけ遺言者の死後の出来事に関する錯誤も広く取消しの対象となり、また無意識の想定でも錯誤と認定されうるが、他方では実際に裁判上適用される場面では、錯誤および因果関係の認定の局面で、極めて厳格に扱われている。

わが国においては、遺言の解釈や遺言能力に関して判例上しばしば問題となっているが、遺言について錯誤無効が争われた裁判例はほとんどない。もっとも、判断力が低下した高齢者による遺言が増加することも予想され、制限行為能力者であっても15歳以上であれば原則として単独で遺言をなすことができるような条文の構造になっているため（民法九六一、九六二条）、今後は錯誤による遺言の無効が、受遺者と法定相続人の間で争われる事例が登場するのではないかと思われる。わが国においては明文の規定がないものの、単独行為である遺言において動機の錯誤を除外する必要はないと思われる。そして理論的には、無意識の錯誤や将来の事情についての錯誤をも動機の錯誤に包摂することは、全く議論の余地がないとはいえないであろう。もっともドイツの錯誤論が示すように、一定の時間的限界付けの必要性には配慮すべきである。とりわけわが国において錯誤の効果は取消しではなく無効であり、民法総則においても期間制限の規定がないために、時間的限界付けの必要性はより差し迫っているともいえる。また遺言においては、死者の動機が問題になるために、当事者の様ざまな思惑や憶測による争いおよび裁判官の恣意的判断を防ぐためにも、錯誤および因果関係の認定は、厳格でな

くてはならない。しかし、ドイツの判例にみるように、死者の動機の錯誤およびそれと処分との因果関係を厳格に認定しようとする、被相続人の私生活を調査しなくてはならないこととなる。そこでは、経験則ではなく、遺言者の主観的な立場、人格的観点から錯誤に基づく動機を追究しようとの試みが見出される。遺言者の意思を尊重する観点からは妥当な試みであるが、死者の内面を探るのが極めて困難であることが分かる。さらに、ドイツにおける遺言書作成後の出来事に関する錯誤論では、問題の根底にある遺言者の意思の正当性保護と受遺者の信頼保護の対立構造が明らかとなっている。とりわけ遺言が単独行為であるとしても、遺言者の死後は受遺者の信頼保護が問題になるとのドイツの学説は傾聴に値する。今後遺言における錯誤論を研究するにあたって、必ずしも信頼保護を配慮しなくてもよく、それゆえ遺言においては民法総則で議論されるよりも錯誤無効を拡張して認めることができるとはいえないように思われる。ただ、遺言者の意思の正当性確保という価値が、遺言者が死者であることにより影響を受ける可能性も否定できないであろう。以上のような遺言における錯誤無効に関する研究の成果は、下記雑誌論文④に掲載し、日本公証法学界にて報告した（下記学会発表②）。

（２）遺留分の基礎原理について

遺留分の基礎原理についての研究は、事業と遺留分が対立する局面を想定し、事業を制限することを正当化する遺留分の根拠に焦点を置いて行った。

一方では被相続人の自己決定権や個人の尊厳という観点から憲法上保障され、場合によっては公益性または国民経済上の利益に結び付けられうる価値と、他方では機能が明確ではなくなりつつある遺留分権との対立構造において、事業をめぐる遺留分権論は、事業の維持に配慮せざるをえないという状況にあるといえる。遺留分権論の方向性を、事業の存続への配慮と遺留分権の保護との調整にみると、たとえば、民法一〇三〇条の解釈として、もっぱらあるいは主に遺留分権利者の観点から贈与と財団設立行為の経済的影響が同じであることを根拠に、贈与の概念を拡張する通説的見解は妥当ではない。遺留分権利者が遺留分減殺請求権を貫徹するために、被相続人の望む事業が阻まれるという切迫した状況にあっては、事業の存続への配慮と遺留分権の保護との調整を目指した解釈論を展開すべきである。ドイツで有力に主張されている遺留分権利者の「配慮義務」に、そのような思考

方法を見出すことができる。このような観点から、民法一〇三〇条を考えると、財団設立行為を遺留分の対象とすることは、相続開始前一年内になされた場合には、これを認めるのが素直な解釈方法であるとしても、相続開始一年前の日より前になされた設立行為は、その性質上当事者双方悪意とはなりえないから、遺留分の対象とはならないという解釈は可能である。このような解釈の試みは、単に形式的にみて妥当であるというだけではなく、遺留分権利者の利益と、事業の維持の両面を考慮する遺留分権論の方向性に合致したものと見える。財団設立後相当の期間が経過した後には減殺され、財団の基盤が危うくなる場合に生ずる不都合を考えると、このような解釈が実質的にも妥当である。

また、事業承継を保護するために、遺留分の支払猶予の規定を認めるべきとするドイツの遺留分権論における有力説は、わが国では根拠となる規定がないために裁判規範にはなりえないとしても、支払猶予により事業を存続させる解決を調停規範として確立することを試みることは可能である。事業承継における遺留分の算定方法については、存続が危険に晒されている収益の少ない事業の承継において、遺留分の請求により経営が破綻するという差し迫った状況で、収益価値をもとに遺留分を算定する方法は、事業の承継の円滑化に寄与する。

さらに、事業と遺留分が対立する局面をめぐる解釈論および立法論を検討するには、前提として遺留分権の権利性とりわけ憲法上の位置付けについて考察することが一定の意義を持ちうる。ドイツでは遺留分に遺言の自由に比して補助的な位置付けが与えられ、さらに遺留分の積極的な機能が見出しにくくなっているために、かつては遺留分の存在意義が危険に晒された。しかし近年、連邦憲法裁判所が、遺留分権は基本法上保護されるとの判断を示したことを契機として、家族の連帯を維持する遺留分の機能が強調され、憲法論上も遺留分権を強化する立場が主張されるようになってきた。日本国憲法において、遺留分権をどのように位置付けるかという問題が残されている。この問題は、相続権保障や遺言の自由、家族の保護の法秩序における位置付けに関わる。日本国憲法には、ドイツにおけるような基本法上の相続権保障、家族の保護についての明文の規定は存在しないが、検討の方向性としては、遺言の自由を被相続人の自己決定、個人の尊厳という観点から憲法上基礎づけることは可能である。これに対して相続する権利および最低限の相続権である遺

留分権を憲法上位置づけることは、ドイツにおけると比べて難しい。なぜなら、ドイツにおいて遺留分権を憲法論上基礎付けるための重要な根拠として挙げられる、基本法六条の家族の保護に関する規定とは異なり、日本国憲法二四条は、文言および立法趣旨から、第一に個人の尊重と平等原則とを家族生活においても保障する意義を有するものと捉えられているからである。それに加えて日本国憲法二四条が家族の保護という積極的な意味をも併せ持つのかについては、議論の途上の段階にある。このように、憲法二四条の本質を自由権的に捉え、家族の保護については付随的に検討されるにすぎないというわが国の法的状況を踏まえると、遺留分の正当化根拠を考える際には、ドイツにおいて受容されているような家族の連帯という価値をもとに、遺留分権の憲法上の保護を認め、遺言の自由および処分自由の制限を正当化することは、現段階では難しい。家族の連帯の内容が必ずしも明らかではなく、家族の保護を憲法上明確に位置付けることができない状況では、憲法論を基礎に考えると、遺留分権を個人の権利利益の観点から正当化することが第一に目指されるべきである。このように考えると、憲法論に結びつけて検討する場合には、遺留分権を、家族の保護に位置付けるのではなく、生存権保障との関連で検討することが、明確な正当化根拠の考察としては妥当である。財団法人の設立や事業承継に関して、遺留分権利者の利益と事業の利益を調整する解釈論および立法論を試みる場合には、遺留分権利者の生存権保障が一つの限界として機能しているのではないか。もっとも、遺留分権が生存権保障の意義をどの程度有するかについては、疑問が多くなっているという状況である。以上の研究結果を、日本私法学会にて報告し(下記学会発表①)、私法 72 号に掲載した(下記雑誌論文①)。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 4 件)

- ① 青竹美佳、事業と遺留分の対立構造、私法 72 号 162-169 頁、2010 年、査読無
- ② 青竹美佳、判例評釈、債務に関する相続分指定の効力と遺留分侵害額との関係、法学教室別冊付録判例セレクト、No. 353、23 頁、2010 年、査読無
- ③ 青竹美佳、判例評釈「他人の子を嫡出子として届出した者の代諾による養子縁組の効力」、家族法判例百選[第七版]、74

- 75 頁、2008 年、査読無

- ④ 青竹美佳、遺言における錯誤無効について、公証法学 37 号 33-76 頁、2007 年、査読無

[学会発表] (計 2 件)

- ① 事業と遺留分の対立構造、日本私法学会、2009 年 10 月 11 日、成蹊大学
- ② 遺言における錯誤無効について、日本公証法学会、2007 年 6 月 9 日、早稲田大学

[図書] (計 1 件)

- ① 青竹美佳、他、論点体系判例民法 10 相続、第一法規出版、2009 年、425-477 頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

青竹美佳 (Aotake Mika)

広島修道大学・法学部・准教授

研究者番号：50380142

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし